

証券外務員一種・二種

合言葉de合格！法 サブノート連動問題集

11 付随業務

success3.jp

【付随業務 1】

- | | | | | |
|----|--|----|----------------------------------|---|
| 01 | 有価証券の貸借、その媒介又は代理は、付随業務である。 | 01 | | ○ |
| 02 | 有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理は、付随業務である。 | 02 | 該当しない。
金融商品取引業者の業務（本業）そのものです。 | × |
| 03 | 「株式の売買の代理」は、付随業務である。 | 03 | 該当しない。本業そのもの。 | × |
| 04 | 信託契約代理業は付随業務である。 | 04 | 信託契約代理業は、付随業務に該当しない。 | × |
| 05 | 抵当証券の販売は付随業務である。 | 05 | 該当しない。 | × |
| 06 | 信用取引に付随する金銭の貸付は、付随業務である。 | 06 | | ○ |
| 07 | 銀行代理業（金融機関代理業）は、付随業務である。 | 07 | 銀行代理業（金融機関代理業）は、付随業務ではない。 | × |
| 08 | 有価証券に関する顧客の代理は、付随業務である。 | 08 | | ○ |
| 09 | 公共料金等の収納代行業務は、付随業務である。 | 09 | | ○ |
| 10 | 貸金庫業務は、付随業務である。 | 10 | | ○ |
| 11 | 有価証券に関連する情報の提供又は助言は、付随業務である。 | 11 | | ○ |
| 12 | 有価証券に関連する情報の提供又は助言において、投資顧問契約に基づき助言を行う行為は、付随業務である。 | 12 | 投資顧問契約に基づき助言を行う行為は、付随業務には含まれない。 | × |
| 13 | 保険の募集は付随業務である。 | 13 | 保険の募集は付随業務には該当しない。 | × |
| 14 | 信用取引に付随する金銭の貸付は、付随業務である。 | 14 | | ○ |
| 15 | 累積投資契約の締結は、付随業務である。 | 15 | | ○ |

【付随業務2】

- | | | |
|---|--|---|
| 01 付随業務に係る契約は、(やはり) 契約締結前の書面交付義務がある。 | 01 金融商品取引法上の金融商品取引契約には該当しないので、
契約締結前の書面交付義務はない。 | × |
| 02 顧客から保護預かりしている有価証券を担保とする金銭の貸付は、
付随業務である。 | 02 | ○ |
| 03 投資信託の受益証券に係る収益金、償還金または解約金の支払に係る
業務の代理は、付随業務である。 | 03 | ○ |
| 04 投資法人の有価証券に係る金銭の分配、払戻金等の支払い業務の代理
は、付随業務である。 | 04 | ○ |
| 05 有価証券に関する常任代理業務には、有価証券の名義書換の代行、
寄託の受入れに係る業務が含まれる。 | 05 | ○ |
| 06 有価証券に関する常任代理業務には有価証券の名義書換の代行、寄託
の受入れに係る業務が含まれるが、議決権の代理行使は含まれない。 | 06 議決権の代理行使も含まれる。 | × |
| 07 株式事務の取次業務は、発行会社等に代わって行う業務で株式事務を
委託されて行う業務のことである。 | 07 | ○ |
| 08 株式事務の取次業務には、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権
の行使の取次ぎは含まれない。 | 08 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使の取次ぎも
含まれる。 | × |
| 09 株式事務の取次業務は、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の
行使の取次ぎも含まれる。 | 09 | ○ |
| 10 キャッシング業務は、MR F等の解約請求した顧客に当日に解約代金
相当額の支払いを可能にするために翌営業日まで貸し付けること。 | 10 | ○ |
| 11 キャッシング業務に係る貸付期間は、貸付が行われた日から起算して
7営業日目の日までの間である。 | 11 キャッシング業務の貸付期間は翌営業日まで。 | × |
| 12 キャッシング業務の貸付期間は、翌日までの間である。 | 12 キャッシング業務の貸付期間は、翌営業日まで。 | × |
| 13 キャッシング業務の貸付期間は、翌営業日までの間である。 | 13 | ○ |
| 14 キャッシング業務における返済は、貸付が行われた日から起算して
4営業日目の日までに返済しなければならない。 | 14 キャッシング業務の貸付期間は、翌営業日までである。 | × |
| 15 キャッシング業務の貸付利息は、翌営業日までのMR F等の分配手取
金額である。 | 15 翌営業日には解約金が入ってくるので、翌営業日の前日まで
である。 | × |

【付随業務3】

- | | | | | |
|----|---|----|---|---|
| 01 | キャッシング業務の貸付利息は翌営業日の前日までのMR F等 (MMF等) の分配手取金額である。 | 01 | | ○ |
| 02 | キャッシング業務の貸付限度額は300万円である。 | 02 | 500万円と解約する各ファンドの残高を比較して少ない方を基準に決める。 ※それぞれのファンドと500万円の比較。 | × |
| 03 | キャッシング業務の貸付限度額は、500万円である。 | 03 | MR F等、各ファンドごとの残高と500万円を比較して少ない方を基準にそれぞれの金融商品取引業者が決める。 | × |
| 04 | キャッシング業務の貸付限度額は、MR F等の合計残高と500万円を比較して少ない金額を基準に決められる。 | 04 | 合計の残高ではなくて、それぞれを500万円と比較して少ない金額が基準となる。 | × |
| 05 | キャッシング業務の貸付限度額は、MR F等、それぞれのファンドの残高と500万円の少ない方を基準に決められる。 | 05 | | ○ |
| 06 | キャッシング業務の貸付限度額は、MR F等、それぞれのファンドの残高と500万円の少ない方を基準に各金融商品取引業者が決める。 | 06 | | ○ |
| 07 | 顧客がキャッシングを利用する場合は、書面による申し込みが必要である。 | 07 | 書面による申込みは不要である。 | × |
| 08 | 顧客からキャッシングの申込みを受け付ける時は、必ず、個別の取引の都度、書面を交付して顧客の意思を確認しなければならない。 | 08 | ①ATMの画面でも可。②取引開始時に包括契約の締結で済ますこともできる。毎回(個別取引の都度)必ずという必要はない | × |
| 09 | 累積投資契約の締結は、付随業務である。 | 09 | | ○ |
| 10 | 付随業務である「有価証券に関する顧客の代理」業務には、累積投資業務に係る代理業務が含まれる。 | 10 | | ○ |
| 11 | 累積投資業務に係る代理業務は、業者に代わって取り次いだ顧客との間で買付代金の受渡し等を代行する。 | 11 | | ○ |
| 12 | 金融商品取引業者が累積投資業務で取り扱うことのできる有価証券は、上場株券に限られる。 | 12 | 国債・地方債等の債券、単位型・追加型投資信託等の受益証券等も含まれる。 | × |
| 13 | 累積投資業務で扱える有価証券に、単位型・追加型投資信託等の投資信託受益証券が含まれる。 | 13 | | ○ |
| 14 | 累積投資業務で取り扱うことのできる有価証券に、上場株券は含まれるが、国債・地方債等の債券は含まれない。 | 14 | 国債・地方債等の債券も含まれる。 | × |
| 15 | 累積投資契約の解約は、一定期間経過後でなければ申し出ることができない。 | 15 | いつでも申し出ることができる。 | × |

【付随業務4】

- | | | | | |
|----|--|----|--|---|
| 01 | 累積投資契約において、一定期間経過しなければ継続的な有価証券の買付け中止を申し出ることにはできない。 | 01 | 累積投資契約の買付け中止は、いつでもできる。 | × |
| 02 | 累積投資業務で有価証券を買い付ける場合、あらかじめ契約により種類及び買付けのための預かり金の充当方法を定めなければならない | 02 | | ○ |
| 03 | 顧客の払込金を買付価額に満たなかった場合、買付は中止される。 | 03 | 満たなかった時は他の顧客の資金と合わせた資金で買付け、当該有価証券を共有することになる。 | × |
| 04 | 共同買付が行われた株式は、顧客の持分に応じて当該顧客の名義となる。(書き換えられる) | 04 | 金融商品取引業者の株式累積投資口座名義となる。 | × |
| 05 | 株式累積投資とは、1 売買単位に満たない株式を、株式等振替制度を利用して行う売買制度のことである。 | 05 | 株式累積投資は、投資者から資金を預かり当該金銭を対価として毎月一定日に特定の銘柄の株式等を買付けるもの。 | × |
| 06 | 株式累積投資で2以上の銘柄を指定する時は、その指定する銘柄ごとに1回の払い込み金額を決定しなければならない。 | 06 | | ○ |
| 07 | 株式累積投資で2以上の銘柄を指定する時は、その指定する銘柄ごと1回の払い込み金額を決定しなければならないが、金額の制限はない | 07 | 毎月1銘柄につき1万円以上100万円未満である。 | × |
| 08 | (合言葉) るいとう(株式累積投資)は、毎月1のつく日が100万円。えっ?みんな(未満)?! 何のこっちゃ、です。 | 08 | 毎月1銘柄につき1万円以上100万円未満である。 | ○ |
| 09 | 株式累積投資は、ドル・コスト平均法により買付けることから定期的・一定株数の買付けに比べて長期的に有利な投資効果が期待できる。 | 09 | | ○ |
| 10 | ドル・コスト平均法は、株価水準に関係なく決まった銘柄を定期的に一定の金額で買付けるので長期的に有利な投資効果が期待できる。 | 10 | | ○ |
| 11 | 累積投資業務で上場株券の買付価額は、あらかじめ契約で指定する金融商品取引所の時価である。 | 11 | | ○ |
| 12 | 株式累積投資により買い付けた株数の累計が単元株に達した場合、株式累積投資口座から保護預かり口座に振り替えられる。 | 12 | | ○ |
| 13 | 金融商品取引業者は、株式累積投資による顧客の買付株数の累計が単元株数に達した時は、当該単元株を買い取ることとされている。 | 13 | 株式累積口座から保護預かり口座に振り替えられる。 | × |
| 14 | 関係者が、当該情報が公表される前に株式累積投資契約で定期的な買付けをした場合でも、インサイダー取引規制違反となる。 | 14 | 情報を知る前に締結された株式累積投資契約に基づく定期的な買付けはインサイダー取引規制違反にはならない。 | × |
| 15 | 金融商品取引業者は株式累積投資契約に基づき買付けを行う場合、一定の計画に従い、個別の判断に基づかない方法により継続的に行う。 | 15 | | ○ |

証券外務員一種・二種試験の合格応援サイト サクセスキューブ

<http://www.success3.jp>

証券外務員は一種試験も一般に開放されました。
(二種合格者でなくても一種試験を受験することが
可能となりました。)

※ サクセスキューブは、二種合格者でなくても一種試験に合格することができるようにオリジナルサブノートを用意いたしました。

また、サブノートに完全連動した問題集も付属しています。

※ サクセスキューブは、証券外務員一種試験・二種試験の合格を応援するサイトです。

合言葉 de 合格した「合格体験記＝合格ガイド」やオリジナルサブノートのサンプルを無料で公開しています。

(いつでも・どなたでも無料でダウンロードできます)

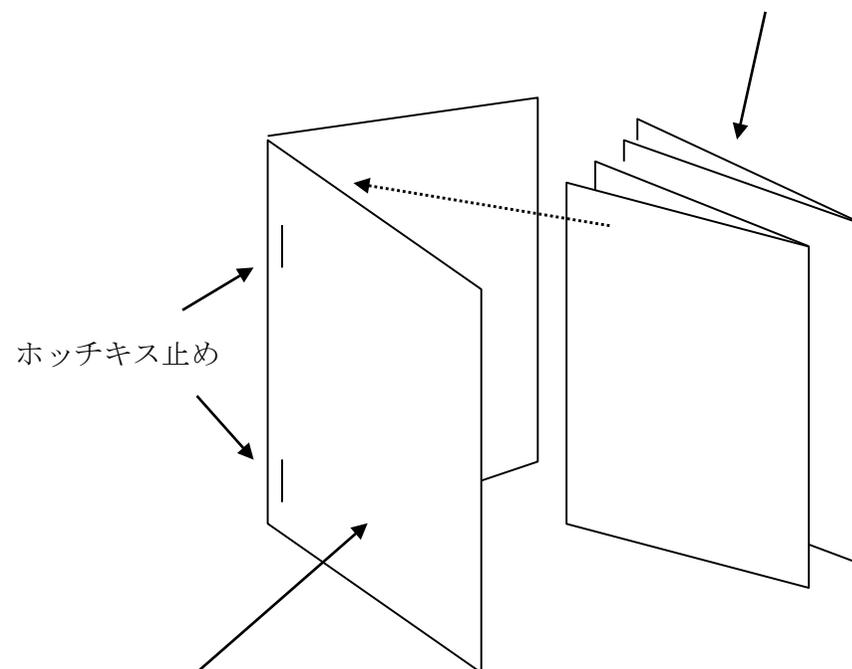
無料ダウンロードできる手づくりのサブノートと
サブノート連動の手づくり問題集はサイトにて
お確かめください。

無料ダウンロードはこちらから ⇒ <http://www.success3.jp>

オリジナルサブノート連動・問題集の使い方

※ このページは説明用ページ（綴り込み不要）です。

前ページまでの問題集ページを山折りにして綴り込む。



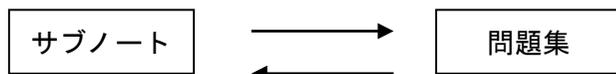
トップページ（1ページ・表紙ページ）を谷折りにして閉じ込む。

※ プリンターで何部でも印刷可能です。
自宅に、通勤用カバンに、職場などに用意してボロボロになる
くらいまで活用してください。

※ 正解できるものは、どんどん消し込み（左側の番号に×印）して
弱点を克服してください。

オリジナルサブノート連動・問題集の活用方法

この問題集は、手づくりオリジナルサブノート・合言葉 d e 合格！法と完全連動の問題集です。



ぜひ、両者間を行ったり来たりしてください。
問題集からの刺激が、サブノートを読んだ時のアハ体験！にもつながります。

ポイント1

目で読む（黙読する）、心の中で独り言をつぶやくように（無声音で）繰り返し・繰り返し（反復×反復）で理解→記憶へと刻みつけてください。

例えば、本問題集の1-01だと以下ようになります。
「有価証券の貸借、その媒介又は代理は、付随業務である。
（○か×か？と心の中で自問する）」
「○！」

「ゆうかしょうけんのたいしゃく、そのばいかいまたはだいは、ふずいぎょうむである。」

「まる！」というような感じです。

さらに「○」が正解の場合でも、右側に重要な点・解説がありますので、それまで読んで（無声音でつぶやいて）ください。

もちろん×の場合だと、「×（ばつ）！」のあとに正解や解説等を続けて、読んでください。

※ ここでは一瞬（瞬間的に）自分で解答を考えてから（短時間で反応してから）、右の解答を確認しても良いのですが、いちばん最初は、問題文を

読んだらすぐ右の解答を見て、正解を確認、心の中で○とか×とかを問題文に続けて読んでみることもお薦めします。（あくまでも第一回目です。）

※ このやり方で早めに第一回目の問題集踏破が可能になります。
（ぜひ試してみてください。）

もちろん、一瞬考えてから正確を確認する、というやり方でも構いません。
要は、繰り返し・繰り返しで、理解から→記憶済みの問題数をだんだんと増やして行ってください。

持ち歩いたり、あるいは何冊か作成して、自宅に職場に、通勤カバンにとスキマ時間を活用するために工夫してください。

ポイント2

この問題集をICレコーダーに録音して、それこそ通勤時などに耳から聴く・記憶に刻みつけるという方法もあります。
そのために、長い問題文ではなく二行以内で問題文が終わる形にしてあります。

ですので、ぜひICレコーダーをお持ちの方はご自分の声で録音して、スキマ時間を活用されることをお薦めいたします。

※ 今は安価なものでも倍速とまではいかなくても再生スピードを10%、20%アップできる機種もあります。

（将来的には、mp3ファイル等に音源化してダウンロードできるようにして、お手持ちの音楽プレーヤーやスマートフォンなどで学習できるようにする予定です。）⇒ 順次、YouTube 講座として活用できるようにしてあります。

（サイトにてご確認ください）

※ オリジナルサブノートと手づくり連動問題集の学習方法等につきましてはサイトでも体験的に紹介させていただいております。

⇒ <http://www.success3.jp/>

外務員資格試験取得を応援するオリジナルサブノートと問題集について

このオリジナルサブノートと問題集は、最近たくさんの方が馴染みのあるブログ記事・コメント風に（また、ビジネススクールの講義会話風に）作成したものです。（従来の参考書等とは異なるスタイルです。）

まずは外務員資格試験に合格していただくことを最大の使命として誕生しました。

当社のオリジナルサブノートと問題集は、外務員一種試験を受験し最初不合格そして二回目の受験で合格となった個人体験から出題傾向や試験問題パターンを分析した上で、傾向と対策としてオリジナルサブノートと問題集をとりまとめたものです。

よって、出題頻度が低いと予想できるといった内容の記述であっても、それでもって、完全に出題されないと断定するものではありません。

もちろん低い頻度や理解記憶不要であると予想した問題が出題された場合の全責任は当社にあります。

金融商品取引法には

「・・・有価証券の発行及び金融商品等の取引を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品取引等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。」とあります。

当然に金融商品取引業者等とその金融商品取引業者等に勤務する外務員は、金融商品取引法の目的のために重要な役割を果たす必要があり、投資家保護という観点のみならず、資本市場に対して相当な責任を負っていることとなります。

外務員資格取得を目指して試験にチャレンジする皆さんは、決して外務員試験合格がゴールではありません。

合格後も、いろんな制度の情報収集や新たに開発される商品についての知識向上、あるいは経済情勢の判断など、不断の努力がより一層求められることは間違いありません。

当社のオリジナルサブノートと問題集は、二種外務員試験・一種外務員試験の受験生に対して、可能な限り短期間で合格を目指すためにポイントを絞り込んで、『合言葉』というキーワードとイメージを活用しながら、取り組んでいただくことを最大の狙いといたしております。

（なぜなら、受験生によっては仕事や人生の経験から馴染みのない難解な言葉・概念や、そこから用意される問題等の理解・記憶において皮膚感覚で困難を感じている方もいらっしゃるからです。）

つきましては、「外務員試験合格でよし」とすることなく、とりわけ実際の試験の時に間違っていると認識できる範囲の問題や自分なりに不十分だと認識できる分野・概念等々を合格後も追加の学習や不断の努力にてより高い水準へと知識・スキルを高めていかれることをお勧めいたします。

当社といたしましては、一人でもたくさんの方が外務員資格試験に合格されることで、仕事遂行面での貢献やさらなる人生の展開、あるいは就職活動や派遣登録等におかれましてより選択肢が増えることにつながればこれ以上の喜びはございません。

※ なお、オリジナルの手づくりサブノートと問題集は（実際の試験・出題傾向等に際しまして）日本証券業協会さまとは一切関係がございません。

※ あくまでも当社が独自の観点から出題傾向とポイントを分析した上で、記載内容を吟味して作成したものです。

資格試験の学習及び試験本番に臨まれる時にはその旨十分にご了承ください。

いずれにしましてもこのオリジナルサブノートと問題集の記載内容につきましても全責任は当社にあります。

万が一、記載内容そのものの誤謬や記載につきましても不備等が存在した場合の全責任も当社に帰属するものです。